

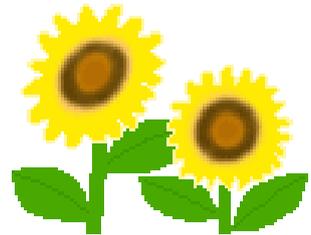
## 下限面積について（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）

下限面積とは、農地を権利取得する際の要件の一つです。砂川市管内では、農地の権利取得後の経営面積が1.5ヘクタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。

この下限面積は「毎年、農業委員会にて設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされていますので、本年度の検討結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要は無しとし次のとおりとする。

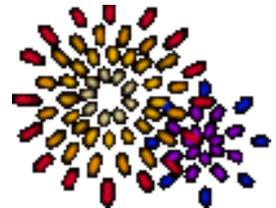
- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 設定区域 ..... | 砂川市            |
| ② 設定面積 ..... | 1.5ヘクタール       |
| ③ 定用法令 ..... | 農地法施行規則第17条第2項 |



【平成29年7月20日開催第1回農業委員会定例総会にて決定】

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は加入して自ら積み立てる保険料と運用益から年金額が決まる「確定拠出型の積立年金」です。自ら積み立てた保険料が基盤となっているので、保険料を支払っている方や年金を受給している方の人数が変化しても影響を受けにくい**財政的に安定した制度**となっています。



### 加入要件

1. 年間60日以上農業に従事する
2. 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
3. 20歳以上60歳未満

※詳細は、農業委員会（54-2121内線354）

または、農協（54-3181）にお問い合わせください。

## 全国農業新聞購読のご案内

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。身近な出来事から、世界の情勢まで幅広い記事を掲載しています。

毎週金曜日（月4回）発行 B3版8～10頁建

購読料 1ヵ月700円 1年間8,400円（送料・税込み）



週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円  
（消費税別）

申込み、お問い合わせ等については、農業委員会事務局までご連絡ください。